

岩手県労働委員会委員（弁護士、労働団体役員、会社経営者等）による

無料労働相談会

職場のトラブルで悩んでいませんか？労働委員会の委員が相談に応じます。

- **労働委員会**は、労働者と使用者間のトラブルの解決を支援する、専門的で中立公正な**県の行政機関**です。相談の**秘密は厳守**します。
- 労働委員会の委員は、労働問題に詳しく、豊富な知識と経験があります。当日は、**公益委員**(弁護士、社会保険労務士、大学教授)、**労働者委員**(労働団体役員など)、**使用者委員**(会社経営者など)から各1名ずつ参加し、三者で相談に応じます。



令和6年度 年間計画

	日時		開催地・会場（予定）		予約締切（要予約）
令和6年	月例	4月22日(月)	13:00~14:45	盛岡市 岩手県労働委員会	・4月19日(金)正午
	月例	5月24日(金)	13:00~14:45	盛岡市 岩手県労働委員会	・5月23日(木)正午
	出前	6月8日(土)	13:00~16:00	北上市 北上市生涯学習センター	・6月6日(木)17時
	出前	6月16日(日)	13:00~16:00	大船渡市 大船渡地区合同庁舎	・6月13日(木)17時
				二戸市 二戸地区合同庁舎	
	出前	6月23日(日)	13:00~16:00	奥州市 奥州地区合同庁舎	・6月20日(木)17時
				遠野市 あすもあ遠野	
	月例	6月25日(火)	13:00~14:45	盛岡市 岩手県労働委員会	・6月24日(月)正午
	出前	7月5日(金)	17:00~20:00	北上市 北上市生涯学習センター	・7月3日(水)17時
	出前	7月17日(水)	18:00~21:00	盛岡市 岩手県労働委員会	・7月12日(金)17時
	月例	7月26日(金)	13:00~14:45	盛岡市 岩手県労働委員会	・7月25日(木)正午
	月例	8月23日(金)	13:00~14:45	盛岡市 岩手県労働委員会	・8月22日(木)正午
	月例	9月25日(水)	13:00~14:45	盛岡市 岩手県労働委員会	・9月24日(火)正午
	出前	10月5日(土)	13:00~16:00	宮古市 宮古地区合同庁舎	・10月3日(木)17時
	出前	10月20日(日)	13:00~16:00	一関市 一関地区合同庁舎	・10月17日(木)17時
	月例	10月21日(月)	13:00~14:45	盛岡市 岩手県労働委員会	・10月18日(金)正午
	出前	10月27日(日)	10:00~15:00	盛岡市 アイーナ	・10月24日(木)17時
	出前	11月8日(金)	17:00~20:00	矢巾町 やはばーく	・11月6日(水)17時
	月例	11月22日(金)	13:00~14:45	盛岡市 岩手県労働委員会	・11月21日(木)正午
月例	12月23日(月)	13:00~14:45	盛岡市 岩手県労働委員会	・12月20日(金)正午	
令和7年	月例	1月24日(金)	13:00~14:45	盛岡市 岩手県労働委員会	・1月23日(木)正午
	出前	2月2日(日)	13:00~16:00	盛岡市 アイーナ	・1月30日(木)17時
	出前	2月15日(土)	13:00~16:00	奥州市 奥州地区合同庁舎	・2月13日(木)17時
	月例	2月25日(火)	13:00~14:45	盛岡市 岩手県労働委員会	・2月21日(金)正午
月例	3月26日(水)	13:00~14:45	盛岡市 岩手県労働委員会	・3月25日(火)正午	

相談会は**予約が必要**(先着順)です。相談を希望される方は、下記予約先にご連絡をお願いします。(予約がある場合のみ開催します。(10月27日を除く))

お問合せ先・予約

岩手県労働委員会事務局
盛岡市中央通1-7-25
朝日生命盛岡中央通ビル 3階



当委員会ホームページ↑

事務局では、相談会の開催日以外にも職員が電話やメールで相談をお受けしております。お気軽に御相談ください。

労働相談なんでもダイヤル



ろどうでなく
0120-610-797
(平日8時30分から17時まで)

■労働委員会の特色と主な役割■

公労使の三者構成
中立・公正

手続
簡易・迅速

行政機関
無料・秘密厳守

1 労働相談への対応

■ 主な相談事例

(労働者から)
突然の解雇、雇止め、配転命令、
給与カット、サービス残業、賃金未払い、
嫌がらせ、パワハラ、セクハラ など

(使用者から)
退職する社員から金銭を要求された、
労働条件の話合いが進まない、
突然、労働組合から団体交渉を申し込まれた など

2 労使トラブルの解決(あっせん)

■ 「あっせん」とは？

○ 労使トラブル解決のお手伝い

労働委員会の委員が、**あっせん員**となって労使双方の主張をお伺いします。

その上で、専門的な助言を行う等、**双方の歩み寄りを図り、問題解決をお手伝いする制度**です。

労働条件等をめぐり労使トラブルが生じた際、当事者だけの話し合いでは解決が困難な場合などに御利用ください。

もちろん、使用者の方も利用できます。

※公務員の方は一部を除き御利用できません。(詳しくはお問合せ下さい。)

○ あっせん制度を利用するには

労働委員会へ申請書の提出が必要です。

申請書の記載、あっせん制度の利用については、お気軽に労働委員会事務局に御相談ください。

【申請書について】

労働委員会事務局にあります。県のホームページからダウンロードもできます。



岩手県労働委員会HP

わんこきょうだい



まずはご相談を！

賃下げ

雇止め

解雇

パワハラ



■ 【参考】 あっせん手続の流れ

あっせん申請

労働者、使用者
どちらからも申請できます。

事前聞き取り

双方に聞き取り調査を行います。
相手方にあっせんへの参加を働きかけます。

あっせん

あっせん員が双方の主張を聞き、
専門的な助言、あっせん案提示
等を行い、問題解決を目指します。

※ 現地でのあっせんも可能です。

解決

あっせん手続中、自主的な歩み寄り
で問題解決が図られる例もあります。

打切り

どうしても双方の歩み寄りが困難な場合、
相手方があっせんに応じない場合

【お問合せ】

岩手県労働委員会事務局 調整担当
〒020-0021 盛岡市中央通1-7-25
朝日生命盛岡中央通ビル3階
電話019-629-6276、6277 (直通)